

印象採得料 (1装置につき)

単純印象	簡単なもの	42 (63)
	困難なもの	72 (108)
連合印象		230 (391)
特殊印象		272 (462)

咬合採得料 (1装置につき)

少数歯欠損(1床1歯~8歯)...	57 (97)
多数歯欠損(1床9歯~14歯)...	187 (318)
総義歯	283 (481)

仮床試適料 (1床につき)

少数歯欠損(1床1歯~8歯)...	40 (60)
多数歯欠損(1床9歯~14歯)...	100 (150)
総義歯	190 (285)
その他(フレンジテクニックの場合)	272 (408)

【咬合採得料、仮床試適料共通事項】

歯科技工士連携加算1 歯科技工士連携加算2

咬合採得料	+50 (+85)	+70 (+119)
仮床試適料	+50 (+75)	+70 (+105)

磁性アタッチメント

(材料料を含む)

		前歯・小臼歯	大白歯
キーパー付根面板 (キーパー代を含む)	金パラ	1309	1501
	銀合金	817	828
磁石構造体		1237 (1467)	

鑄造鉤

(材料料を含む)

		双子鉤		二腕鉤 (レスト付)		
		大・大	小・小	大白歯	小臼・犬歯	前歯
14	K	2305	1924	1904	1518	1224
金	パラ	1307	1078	958	865	819
コバルトクロム合金		265	265	245	245	245

線鉤

(材料料を含む)

		双子鉤	二腕鉤 (レスト付)	レストなし
		14	K	1192
不銹鋼・特殊鋼		233	165	140

コンビネーション鉤

(材料料を含む、線鉤は不銹鋼・特殊鋼)

		大白歯	小臼・犬歯	前歯
鑄造鉤	金パラ	605	558	536
	コバルト	276	276	276

バネ (1個につき) (材料料を含む)

屈曲 不銹鋼・特殊鋼	298	
鑄造	金パラ	2136
	コバルトクロム合金	476
保持装置 (1個につき)	+62	
間接支台装置 (1個につき)	111	

有床義歯 (装着料・材料料を含む、人工歯料は別算定)

《 》内は歯科訪問診療料のみ算定患者の点数

		レジン床義歯	熱可塑性義歯	有床義歯内面適合法 (硬質材料)	
		6月以内			
局 部 義 歯	1歯~4歯	686 (716)	721 (751)	276 (457) 《427》	168 (274) 《244》
	5歯~8歯	830 (860)	864 (894)	328 (546) 《516》	194 (318) 《288》
	9歯~11歯	1167 (1227)	1199 (1259)	490 (809) 《749》	305 (495) 《435》
	12歯~14歯	1629 (1689)	1659 (1719)	692 (1152) 《1092》	406 (666) 《606》
総	義 歯	2660 (2775)	2767 (2882)	1020 (1688) 《1573》	625 (1017) 《902》

下顎総義歯内面適合法  
軟質材料

シリコーン系 ... 1596 (2551) 《2436》  
6月以内 ... 996 (1531) 《1416》  
アクリル系 ... 1529 (2484) 《2369》  
6月以内 ... 929 (1464) 《1349》

人工歯料 (有床義歯, ジャケット冠 (乳歯))

材 料	前歯部		小・臼歯部	
	両側	片側	両側	片側
レジン歯	24	12	24	12
スルフォン樹脂	62	31	87	43
硬質レジン歯	58	29	73	37
床用陶歯	187	94	101	51

歯科技工加算1 ... +55 (+94) 《+94》 歯科技工加算2 ... +35 (+60) 《+60》

装着料

少数歯欠損 (1歯~8歯)	60 (90)
多数歯欠損 (9歯~14歯)	120 (180)
総義歯	230 (345)

補綴隙 (1個につき) ... 65

有床義歯修理 (装着料を含む)

《 》内は歯科訪問診療料のみ算定患者の点数

	6月以内の修理
少数歯欠損 (1歯~8歯)	290 (435) 《420》 160 (240) 《225》
多数歯欠損 (9歯~14歯)	320 (480) 《450》 190 (285) 《255》
総義歯	375 (563) 《505》 245 (368) 《310》

歯科技工加算1 (院内技工士により当日に修理, 新たな欠損に対する増歯の場合) ... +55 (+83) 《+83》

歯科技工加算2 (院内技工士により翌日に修理, 新たな欠損に対する増歯の場合) ... +35 (+53) 《+53》

注) ○印象採得, 咬合採得を行った場合はそれぞれの点数を算定する。

○有床義歯の修理, 床裏装の際, 人工歯を使用した場合それぞれの人工歯料を別に算定する。

その他

歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I) (1日につき)

初診時	10	再診時等	2
歯科訪問診療時 イ 同一建物居住者以外		41	
ロ 同一建物居住者の場合		10	

歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (II) (1日につき)

イ 初診又は歯科訪問診療を行った場合	8~64	〔 個々の診療所の状況に応じて、 8段階の点数項目の設定あり 〕
ロ 再診時等	1~8	